



# 埼玉県報

第 2 5 3 7 号  
平成25年10月22日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [土地建物の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [北田土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [清算法人北田土地改良区の清算人就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業大排水地区\(湛水防除事業\)の工事完了\(加須農林振興センター\)](#)
- [県道高坂上唐子線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山越生線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山越生線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度12・1月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十七号

埼玉県議会平成二十五年九月定例会において議決された平成二十五年埼玉県一般会計補正予算(第二号)、平成二十五年埼玉県病院事業会計補正予算(第一号)及び平成二十五年埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,377,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,685,456,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		6,159,125	19,810	6,178,935
	2 負担金	6,022,833	19,810	6,042,643
9 国庫支出金		150,847,070	2,190,055	153,037,125
	2 国庫補助金	40,054,277	2,190,055	42,244,332
10 財産収入		9,713,548	2,739	9,716,287
	1 財産運用収入	7,033,299	2,739	7,036,038
12 繰入金		108,423,516	1,061,659	109,485,175
	2 基金繰入金	104,708,037	1,061,659	105,769,696
13 繰越金		619,948	116,218	736,166
	1 繰越金	619,948	116,218	736,166
14 諸収入		44,821,484	33,189	44,854,673
	4 受託事業収入	8,342,692	10,929	8,353,621
	7 雑収入	12,580,287	22,260	12,602,547
15 県債		308,292,000	2,954,000	311,246,000

	1 県	債	308,292,000	2,954,000	311,246,000	
歳	入	合	計	1,679,078,434	6,377,670	1,685,456,104

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,151,186	111,879	88,263,065
	1 総務管理費	21,084,030	47,629	21,131,659
	3 県民費	7,444,051	10,929	7,454,980
	4 環境費	11,372,652	37,780	11,410,432
	8 防災費	3,081,071	15,541	3,096,612
3 民生費		290,846,940	276,061	291,123,001
	1 社会福祉費	216,317,221	276,061	216,593,282
4 衛生費		56,169,525	1,216,644	57,386,169
	1 公衆衛生費	31,565,670	2,363	31,568,033
	4 医薬費	10,834,432	1,214,281	12,048,713
5 労働費		7,574,236	625,681	8,199,917
	1 労政費	4,025,149	625,681	4,650,830
6 農林水産業費		26,565,041	247,285	26,812,326
	1 農業費	10,039,070	34,700	10,073,770

	4 林業費	4,886,767	212,585	5,099,352
8 土木費		110,064,339	2,864,527	112,928,866
	1 土木管理費	11,390,988	111,406	11,502,394
	2 道路橋りょう費	46,942,621	2,298,099	49,240,720
	4 都市計画費	20,721,188	455,022	21,176,210
9 警察費		140,215,363	254,492	140,469,855
	1 警察管理費	128,725,757	254,492	128,980,249
10 教育費		519,370,762	781,101	520,151,863
	1 教育総務費	70,529,813	722,308	71,252,121
	5 特別支援学校費	37,505,935	58,793	37,564,728
歳出	合計	1,679,078,434	6,377,670	1,685,456,104

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
介護職員確保定着事業	平成26年度		186,395

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	8,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
小児医療センター新病院建設費 (発達障害支援総合推進センター(仮称)) 負担金	8,000	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設等耐震化等整備事業	50,000	同 上	同 上	同 上
小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構) 負担金	12,000	同 上	同 上	同 上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校) 負担金	31,000	同 上	同 上	同 上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
省エネルギー設備等整備促進事業	174,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	186,000		(補正前に同じ。)	
県単独林道事業	106,000	同上	同上	同上	122,000		(同上)	
県単独道路建設事業	13,043,000	同上	同上	同上	13,628,000		(同上)	
道路事業	5,205,000	同上	同上	同上	6,034,000		(同上)	

自然災害防止事業	634,000	同	上	同	上	同	上	745,000	(	同	)	上
街路事業	2,061,000	同	上	同	上	同	上	2,140,000	(	同	)	上
県単独公園事業	3,238,000	同	上	同	上	同	上	3,478,000	(	同	)	上
警察署庁舎建設事業	2,180,000	同	上	同	上	同	上	2,434,000	(	同	)	上
県立高等学校建設事業	5,294,000	同	上	同	上	同	上	5,933,000	(	同	)	上
県立特別支援学校 建設事業	168,000	同	上	同	上	同	上	241,000	(	同	)	上
社会教育施設整備事業	742,000	同	上	同	上	同	上	749,000	(	同	)	上

平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成25年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「4,710,642千円」を「4,648,450千円」に、「4,595,807千円」を「4,533,615千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	15,849,563	62,192	15,911,755
第1項 企業債	14,912,000	△51,000	14,861,000
第7項 受託金	84,919	113,192	198,111

（企業債）

第3条 予算第7条に定めた起債の限度額中「14,912,000千円」を「14,861,000千円」に改める。

平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入  
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	43,439,248	17,895	43,457,143
第1項 営業収益	42,563,660	17,895	42,581,555

支 出  
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費用	42,107,707	17,895	42,125,602
第1項 営業費用	35,575,057	17,444	35,592,501
第2項 営業外費用	6,492,649	451	6,493,100

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「17,497,354千円」を「17,558,019千円」に、「14,198,188千円」を「14,927,848千円」に、「2,828,564千円」を「2,159,569千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資 本 的 支 出	28,175,914	60,665	28,236,579	
第1項 建 設 改 良 費	10,330,723	60,665	10,391,388	

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

		(単位 千円)	
事 項	期 間	限 度	額
応急給水拠点整備事業	平成26年度		120,000

## 告 示

埼玉県告示第千四百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）NPO法人埼玉福祉起業ネット  
（変更後）NPO法人福祉起業ネット

三 代表者の氏名

波田野 省司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市錦町六番地四十五

五 定款に記載された目的

この法人は、「起業」という観点から介護福祉業界の活性化及び母子家庭の支援を行うことにより、社会的弱者と呼ばれる方達が、周囲の理解と受容を得られる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ミリヤ
- 三 代表者の氏名  
井上 孝吉
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県児玉郡神川町大字池田二十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対し、就労支援を行い、広く社会に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千四百八十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 入札内容

### イ 件名

土地建物の売却

### ロ 物件の表示

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県本庄市仁手石土手千七百八十一番六外二十八筆	学校用地	四二、九四二・三七

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
埼玉県本庄市仁手千六百六十七番一外十七棟	校舎外	一三、二二四・七七

## 八 入札の条件

- (1) 落札者は、本入札に係る土地建物を学校教育法(昭和二十二年法律第二百七号)に規定する学校としての用途に、所有権移転完了後二年以内に自ら供し、かつ供用開始から五年以上の間、同用途に供さなければならぬ。
- (2) 本入札に係る土地建物は、旧埼玉県立本庄北高等学校として文部科学省所管の国庫補助事業により設置されたものであるため、文部科学省との協議が整うまでの間は予約契約とする。
- (3) 平成二十六年六月三十日までに売買契約を締結することとし、この期日までに締結できない場合、この期日を経過した日に予約契約は失効する。ただし、県との協議によりこの期日を延長することができる。

## 二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の

規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定に該当する者

ハ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ニ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的壊的活動を行う団体及びその構成員

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合における買受けの申出人

ヘ ハ、ニ又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産利活用担当 藤倉、渡邊

電話〇四八一八三〇一二五八一（直通）

#### 四 入札手続等

##### イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十五年十一月十八日（月）から

十一月二十二日（金）までの午前十時から午後四時までの間（正午から午後

一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

##### ロ 入札・開札の日時及び場所

###### （1）日時

平成二十五年十二月二十日（金） 午前十時から

###### （2）場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁内 職員会館 地下一階 B〇一会議室

##### ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

二 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手又は現金により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

# 告示

埼玉県告示第千四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	飯嶋康夫	埼玉県比企郡嵐山町大字古里六百二十二番地
同	吉場道雄	同 同 同 千三百七十五番地
同	飯嶋一郎	同 同 同 四百七番地
同	舍利弗孝幸	同 同 同 八百二十二番地一
同	横瀬秀男	同 同 同 三百九十二番地一
同	田島基行	同 同 同 千四百番地
同	飯島健司	同 同 同 四百八十六番地一
同	新井慶治	同 同 同 千三百八十六番地
同	轟恒男	大里郡寄居町大字西古里二十八番地
同	矢嶋勝雄	深谷市本田五千八百七十七番地
同	青木渡	比企郡嵐山町大字古里百六十一番地二
同	吉場國恭	同 同 同 千三百六十五番地十二
同	矢嶋彰	深谷市本田五千八百九十七番地
同	矢部勝美	大里郡寄居町大字鷹ノ巣三百三十六番地



# 告 示

埼玉県告示第千四百八十三号

県営土地改良事業大排水地区（湛水防除事業）の工事を平成二十三年二月二十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	東松山市大字下唐子字大塚千百八十三番一地从り同市大字下唐子字大塚千百九十七番一地从り	区 間
一〇・一九〇・二〇・二二	一〇・一九〇・九九	敷地の幅員 (メートル)
一六一・三三一		延長 (メートル)
	社会資本整備総合交付金(改築)工事	備 考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

二 路線名 東松山越生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
掛六百四番一地先まで	東松山市大字葛袋字矢掛七百七番一地先から同市大字葛袋字矢	区 間
一三・八九〇二三・八九	一三・七七〇二〇・九七	敷地の幅員 (メートル)
二九・一一		延 長 (メートル)
社会資本整備総合 交付金(改築)工事		備 考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>東松山市大字葛袋字中居四百二十八番一地从先から同市大字葛袋字矢掛四百三十番一地从先まで</p>	<p>東松山市大字葛袋字中居四百二十八番一地从先から同市大字葛袋字矢掛四百三十番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・一六〇二五・九七</p>	<p>一八・一六〇二二・〇四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三二・三三三</p>	<p>三三二・三三三</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>社会資本整備総合 交付金(改築)工事</p>	<p>社会資本整備総合 交付金(改築)工事</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市富士見町二丁目 三六番地先まで</p>	<p>行田市大字若小玉字八反田 二番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・七八 一五・二二</p>	<p>七・二〇 一五・二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八一・五七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>路 線 名</p>	<p>上中森鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>行田市大字若小玉字八反田 二番三地先から 同市富士見町二丁目 三六番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年十月二十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十五年十月二十二日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第三十五号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長二八一・五七メートル。</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六 一 〇 地 先 ま で</p> <p>同 市 大 字 堤 根 字 中 通</p>	<p>五 一 〇 番 地 先 か ら</p> <p>行 田 市 大 字 堤 根 字 中 通</p>	<p>区  間</p>
<p>七 ・ 五 〇 }</p> <p>一 一 ・ 五 四</p>	<p>七 ・ 五 〇 }</p> <p>一 一 ・ 五 四</p>	<p>敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )</p>
<p>二 〇 七 ・ 八 九</p>		<p>延 長  ( メ ー ト ル )</p>
<p>工 事 に 伴 う 迂 回 道 路</p>		<p>備  考</p> <p>独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 が 行 う 武 蔵 水 路 改 築</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字堤根字中通 五一〇番地先から 同市大字堤根字中通 六一〇番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十五年十月二十二日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第三十七号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長二〇七・八九メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県病院事業告示第九十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 445,800リットル

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年12月1日から平成26年1月31日まで

### (4) 納入場所

ア	埼玉県熊谷市板井1696番地	埼玉県立循環器・呼吸器病センター
イ	埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地	} 埼玉県立がんセンター ※12月末にイからウに移転予定
ウ	埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地	
エ	埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地	埼玉県立小児医療センター
オ	埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2	埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 約290,900リットル

平成25年12月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成25年2月15日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物

品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎、堀口  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月20日（水）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年11月19日（火）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年11月20日（水）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年11月7日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 445,8000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. November 20, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. November 19, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告 示

埼玉県選管告示第百五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年十月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年十月二十八日 午後三時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 専決処分の承認を求めることについて

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ついて